

規制改革会議
第7回 海外人材タスクフォース
議事概要

1. 日時：平成 20 年 10 月 24 日（火）17:00～18:00
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 2 共用会議室
3. 議事：社会保険加入に関する迅速な省庁間連携の実現及び在留資格要件としての考慮について

4. 出席者：

（法務省）

入国管理局入国在留課長	沖 貴文氏
入国管理局入国管理企画官	坂本 貞則氏
入国管理局入国在留課補佐官	根岸 功氏

（厚生労働省）

保険局保険課課長補佐	成松 英範氏
保険局国民健康保険課課長補佐	森 新一郎氏
年金局国際年金課課長補佐	丸山 浩二氏

（社会保険庁）

運営部年金保険課適用・徴収対策室室長補佐	渡辺 氏
----------------------	------

（規制改革会議）

有富慶二委員、井口泰専門委員

5. 議事概要：

○有富委員 お待たせしました。規制改革会議の海外人材TFを始めたいと思います。皆様にはお忙しいところ御足労を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の議題は、当会議が7月2日に公表いたしました。中間とりまとめに記載した社会保険加入に関する迅速な省庁間連携の実現及び在留資格要件としての考慮についてでございます。

なお、本日の議事録及び配付資料は、いずれも後日当会議のホームページ上で公開する取り扱いとさせていただきます。

さて、本日は本テーマに関する2回目のヒアリングということで、既に論点は整理されているところでございます。事前に当TFより、年末答申の案文を送付させていただきました。本日は当該案文に対し修正御意見をちょうだいしておりますので、まずはその修正御意見について、各省5分

程度で御説明をちょうだいし、その後に具体的な案文を詰めていく作業を行っていきたくと存じます。それでは、法務省からお願いできますでしょうか。

○沖課長 法務省のガイドライン、社会保険制度への加入の関係につきましては、原案どおりということにさせていただいております。ただ、後から気が付いたんですけれども、前回話にありましたけれども、社会保険制度などへの加入を在留の許可の要件にはしないんだということは、コンセンサスが得られたという理解でおりまして、アにつきましては、原案どおりとしたんですが、見出しを変えていただければ助かるかなと思っています。「社会保険制度への加入を在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインに追記」というように修文していただきたいと考えています。見出しに要件という文言があれば、社会保険制度への加入の有無だけで在留の許否が決定するとの誤解を生じるおそれがあるからです。この点を除けば、基本的には、アは問題ないということで法務省としての意見を出させていただきます。

イにつきましても、基本的には、中身は数字上の訂正と、わかりやすい書き方にしたという程度でございまして、そういうことで御理解いただければよろしいかと思えます。

○有富委員 それでは、厚労省もお伺いできますか。

○渡辺室長補佐 まず、私は、社会保険庁運営部年金保険課適用対策室の室長補佐をしております、渡辺と申します。今日は私どもの室長がこちらの方にお邪魔する予定だったんですけれども、急に所用ができて出席できなくなったものですから、申し訳ありません私が代理で参りました。

御意見ということでございますので、アについては特段、私どもの方は御意見はございません。

イ以降のところでございますが、まず各論に入ります前に、私どもの方で実情を簡単にお話を差し上げたいと思っております。御承知のとおり、今、一昨年から、年金記録問題ということで、年金の記録問題に対応しているところでございます。御承知のとおり 5,000 万件という基礎年金番号に統合されてない記録をございまして、今、ねんきん特別便をお送りしまして、順次、統合作業を進めているということでございます。

これからのスケジュールということになるわけでございますが、この特別便を送付した後でございますが、今度は 61 年までは、実は社会保険の仕事は紙台帳で仕事をしていた時代がございまして、その紙台帳の記録がきちんとコンピュータの方に収録されていないという御指摘も今、受けているところでございます。

今後、今、紙台帳が全国で約 8 億 5,000 万枚あるわけでございますけれども、その 8 億 5,000 万枚をコンピュータの記録と照合作業をしていく形になっているわけございまして、そのスケジュールが平成 22 年からということになっているわけでございます。

外国人の未加入の問題につきましては、私どももできる限り御協力をさせていただきたいという気持ちはあるわけでございますけれども、今、優先順位としては、とにかく年金記録問題の解決に向けて最大限の力を傾注しているということをお一つ御理解いただきたいというところと。

もう一つ、私ども組織の見直しをございまして、平成 22 年 1 月から日本年金機構ということで組織が大きく変わることになってございます。御承知のとおり、日本年金機構の定員につきましては、アウトソーシングを徹底するというところございまして、必要最小限の人員でということにな

っているわけでございますので、先ほど申し上げました年金記録問題への優先的な取り組みですとか、あるいは日本年金機構における定員の状況を考えますと、なかなか正直申し上げて外国人の適用の促進のところまで十分お力になれるかどうかというところは、疑問に思っているところがございます。

もう一つ、私どもの実情を申し上げますと、毎年、会計検査院の实地検査ございまして御指摘を受けているわけでございますけれども、その中でも相当数の未加入がいるという御指摘を受けているところがございます。法人の中でも、本来加入しなければいけないのに加入していない方がたくさんいらっしゃるということでございまして、そちらについてもやっていかなければいけないということで、今、非常に難しいところにあるという状況でございます。

その上で、イの方になるわけでございますけれども、かなり修文をさせていただいておりますけれども、こちらの方では、御提言の中で、加入すべき社会保険制度、判定のための書類への情報記入を求め、その内容を基に、即座に加入すべき社会保険制度を判定し、加入手続について通知するような仕組みというような御提言があるわけでございますけれども、修正理由のところに書かさせていただいておりますけれども、社会保険の適用につきましては、個々の事業所の就業規則、就労実態等、こういったものに基づきまして適用の判断をしているということでございまして、一律に条件に合致するから適用ということではございません。具体的に申し上げますと、常勤雇用者の4分の3以上の勤務実績がないと社会保険に加入ができないというところがございますので、その判定が個々の会社によって、就業規則が全く異なっているものでございますので、一律に社会保険加入あるいは国保加入という振り分けできないというところがございます。

あと2番目に書かせてもらっていますけれども、一方で、外国人の社会保険の加入につきましては、私ども先ほど申し上げましたとおり、法人の未加入問題と合わせまして、喫緊の課題だと考えてございまして、関係行政機関における連携の在り方について検討が必要だという認識でございます。

もう一つ、先ほど申し上げましたけれども、今、年金記録問題の解決を限られた人員の中で最優先事項として取り組んでございまして、22年1月に設立される日本年金機構の組織体制について今、議論しているところがございますが、その定員事情からするとなかなか難しいところもございまして、これらを踏まえた実施可能な方策について、十分な検討期間が必要ではないかと考えてございます。

ウの方でございますけれども、1つ修正ミスがございまして御修正をお願いしたいと思っておりますけれども、項目の1行目でございますが、一番最後のところで保険者というところを抹消しまして関係行政機関と直させていただいておりますけれども、これは元に戻させていただきますので、保険者というふうをお願いしたいと思います。

これも先ほどの話と同じでございまして、御趣旨は非常に理解するところなんですけれども、正直申し上げて、今の社会保険庁の体制からすると、やり方も含めまして、相当な検討が必要だと考えてございます。

以上です。

○有富委員 暑いので上着を取っていただいて、気楽をお願いします。

○森課長補佐 厚生労働省保険局でございます。念のためアの修文の意図について説明させていただきます。原案には、「それぞれに定められた年齢の範囲において」社会保険制度に加入するという記述がございましたが、年金と違い、医療保険については特に年齢は関係ありませんので、その点について修文いたしました。

○有富委員 以上ですね。

それでは、井口先生、お願いします。

○井口専門委員 今日御足労いただきまして、どうもありがとうございます。いただいた御意見のうち、特にイのところ、厚生労働省から御指摘の部分で、結論という部分です。結論を取って検討だけにしておられる、1年延ばして検討というところは、私どもとしては、到底受け入れ難いところです。この問題は、はっきり言ってもう10年越しの問題です。いろいろな自治体で、医療機関にかかって、医療費が不払いになっているところがたくさんあることもおわかりでしょう。それなのに、まだ時間がかかるとか、時間をかけてやりたいとかということは、ちょっと受け入れ難いのです。

今回、修文の際に、具体的にはイのところは、削ってこられた点について、十分にいろんな書き方があり得るし、細かく書けなければ、もう少し大まかに書くということも当然あり得ると思います。まずは21年結論と書くべきところで、これを21年検討にするという点については、私どもとしては受け入れ難い点を、まず御理解いただきたいと思います。

もう一つは、年金記録問題でお忙しいということはおわかっておりますし、新しい組織に移行する時期であるからこそ、新しい行政手続、簡素な手続をつくっていただけないかと考えております。

例えばフォーマットをつくっておいて、週何時間働いていますかと、通常の労働者の方の4分の3以上ですかとか、あるいは契約期間はどのぐらいですか、どのぐらい更新してこられましたか、そういう情報をちゃんとお取りになって、それを取る際に、例えば事業主に、立証責任を負わせて、はんこを押して出していただく。それに基づいてとにかくどちらかにの保険制度に振り分ける。

変な話ですけれども、虚偽の報告があれば、もし悪意があれば、健康保険法や厚生年金保険法に則して、それこそ細かく調査して、悪質なものについては罰則を適用していただくということではないのです。そのようにすれば、皆様方が、全部調べ終わらないと加入先が決まらないなどということは必要ないではありませんか。その点をまず伺いたいと思います。要するに、私どもは、税金を払うときも、確定申告しておりますが、後で税務調査が来るのでありまして、とりあえず出した申告によって行政は動いているのです。ですから、皆様方のような考え方は、さかさまではないかと思えます。

例えば税関の申告も同じでして、まずは申告する人に立証責任を課しておいて、後で間違えていたら、その責任を問うという形で動いているのです。そのような簡素な方法で、入管からいろいろ情報提供があった際に、対応していただくことはできないでしょうか。まず、その点についてお考えをいただいて、今、何か御所見をいただけますか。

○渡辺室長補佐 先ほど申し上げたことの繰り返しになることかもしれませんが、健康保険

法上は、常用的な雇用関係があれば被保険者になるという規定になっているわけですが、御承知のとおり、パート労働者の厚生年金とか健康保険の適用の問題がございませぬけれども、今の実態としては、常勤雇用者の4分の3というルールがございませぬ。

各会社それぞれ適用事業所があるわけですが、それぞれ就業規則が異なっておりまして、皆同じであれば4分の3ということで、勤務時間あるいは勤務日数で判定ができるのかもしれませんが、なかなか会社によって就業規則等が異なってくるところがあるわけですが、一律に機械的に判定が非常に難しいのではないかと。

○井口専門委員 機械的に判定せよなどと申し上げておりませぬ。特に問題にしているのは、企業に雇われているケースです。その場合に、企業側にちゃんと立証責任を課すということをお願いしておりまして、皆様方が立証するものではありません。そういうふうには申し上げてはいるのですが、どうしてそういう方法は取れないのですか。

○渡辺室長補佐 今回の御指摘の話は、外国人が社会保険事務所に来られて。

○井口専門委員 入管の方で、例えば在留資格の変更をしたいとか、在留期間の延長をしたいということで来られたときに、ガイドラインに沿って、一応状況を聞いてもらいます。実際には、どの保険にも入っている証拠がないとわかったときに、連絡が行くということです。そういう場合、一体どういうふうに対応していただくかということ、調査をしてくれということではなく、できるだけ簡素なフォーマットに沿って立証してくださいと申し上げております。最終的に埋めていったら、これは社会保険ですね、これは国民健康保険ですねということになり、そこで数日以内に、あるいは即日、どちらに入るか判断していただければいいと申し上げてはいます。

個別に調査しないとわからないとか、就業規則を見てないと言われましたが、その時点で、そこまでやっておく必要はなく、皆様方の組織に、膨大な労働力、エネルギーを割いていただく必要もない。その点は、で御検討いただけないですか。

そのような前提で、要するに新しい年金機構などに過大な負担をかけない前提で、本制度改革について、平成20年度に検討・結論という方向で書かせていただけないかと申し上げているのですが。

そうであれば、全然、対立点はありません。年金記録問題について、それが優先課題でないなどとは思いません。しかし、皆様方に聞きたいんですけれども、どうして医療費不払いがあっても、これは優先課題でないのか。この問題は、同機構にとっては全然痛くもかゆくもないことでしょうか。それは私には全く信じられない。外国人についてだけ、とにかく措置しようと言っていますが、よく考えてみると日本人もみんな同じ問題を抱えています。とにかく、ここに限っても、入管との連携によって、確実に社会保険に入っておくことを実現しようというのです。非常に、局部的にしか御提案申し上げてないのです。ということで、基本的には連携の仕組みといいますか、加入を促進するためのやり方について、平成20年度で結論を出していただくことができるのではないかと、申し上げているのです。

○渡辺室長補佐 そこは加入促進をするための連携の仕組みということであれば、私ども、やぶさ

かではないと思っておりますけれども、ただ、20年度の検討・結論ということになりますと、新しい日本年金機構の組織の形がまだ見えないところがございますので、その中でこういったやり方ができるかというのは、正直言って、本当にきちんとした検討ができるのかと思うところがございます。

○井口専門委員 そちらの組織が動くのを待てというのは、それは、組織の都合を優先することです。外国人の方々が日本にたくさん住むようになってから、もう長いのです。昔からの課題なのです。決して突然起きたことでもないし、この件については、今年の春から何度も厚生労働省でお話し合いをしているのです。ですから、突然、今から結論を出してくださいと申し上げているのではないのです。基本的なことだけここで合意していただけないと、動き出せないのです。そこで何とか再検討をお願いしたいというふうに申し上げているのです。それでも今、うかがっているところによると、私どもの案文を勘違いされているのではないかと思います。

○渡辺室長補佐 決してそういうことではございません。

○井口専門委員 私が申し上げているのは、基本的には、例えば企業に立証責任を課すことで、皆さんが全部調べ尽くすということではないのです。そこは恐らく前提が違っていると思います。

○渡辺室長補佐 私は少なくとも簡便な方法でということでは理解をしております。ただ、細かい話かもしれませんが、簡便な方法という、いわゆるチェックシートに相当するものだと思うんですけども、そのチェックシートがきちんとしてつくられるのか。きちんとして案内ができるのか。この人は社会保険、この人は国民健康保険ということで、チェックシートだけで本当にきちんとして振り分けができるのかというところが。

○井口専門委員 では、一体だれが決めるというのですか。皆様方は専門家ですから、チェックシートぐらいつくっていただかないと困るではないですか。さもないと、だれも決められないですよ。実態を聞いたら、それが事実なら、こちらです、こういう事実なら、あちらですということをするべきなのは、皆様方です。それが言えないというのは、ほとんど行政の責任の放棄でしょう。判断もできないというのは。

○渡辺室長補佐 そういう意味ではなくて、私どもの考え方は、今、社会保険事務所の方で、それぞれの適用事業所、会社の事業計画に基づきまして調査を行っているわけでございますけれども、仮に我々の持っているところでできるとすれば、外国人の未加入者の情報をいただいて、その情報に基づいて、調査の中でお調べをして、それで健康保険に加入すべきなのか、あるいは国保に加入すべきなのか、そこで判断をさせていただいて。

○井口専門委員 私どもは、そのようなことは、言っていないのです。

○渡辺室長補佐 国民健康保険に入るべき人であれば、該当する市町村の方に御案内差し上げることはできるかと思います。

○井口専門委員 皆様方は、すごく手間がかかることしか考えておられないのですよ。手間のかからない方法です。要するに、関税の手続だってそうなのです。欧米などでは、企業の側から、これは一体幾ら関税がかかるか全部自分で計算させて、提出させて、それでどんどん通関していく。検査して変なものがあったら、そこから捕まえて、ある意味で一網打尽にするということはありません。

が、一つひとつを全部調べ切るということは、欧米でもヨーロッパでもしてはいないのです。そんなことをやっていたら、行政はまわっていかないのです。

ですから、皆さん方は従来のやり方にこだわってらっしゃるのです。今、必要なのは、とにかく、外国人をどの保険かに入れてあげることで、それが。どんなに重要かということ、社会保険庁ないし厚生労働省の幹部の方に、御理解いただかないと困るのです。決して、そんなに組織に負担をかけることではない。できるだけ簡便に、とにかくどこかに早く入っていただくということなのです。この点について、幹部の方に御説明いただけませんか。

それは皆さん方にかかっているのです。そういう趣旨だということで決済していただかなければいけないのです。フォーマットをつくる自信がないということですか。

○渡辺室長補佐 いや、なかなか一律にというところが。

○井口専門委員 では、いつまでだったらできるのですか。いつまでもできないように聞こえるのですけれども。

○有富委員 できない理由を限りなく言っていたら解決しないので、ねんきん特別便で忙しいのもわかるけれども、それを皆さん方が直接おやりになっているとは思えないので、2、3人で2、3か月一生懸命考えれば方法論が出てくるので、行政はそういうわけにはいかないかもしれないけれども、その方法が完璧じゃなくても、一応結論を出して動かしてみる必要はあるし、法務省がここまでガイドライン化すると言ってくれているものを、上手に実現しないと、日本の世のため国のためにならないね。

○渡辺室長補佐 済みません。ちょっと舌足らずだったかもしれませんが、今のところの修正理由の①のところに触れておりますけれども、一番最後の行でございます。先ほどから申し上げているとおり、なかなか機械的に振り分けをするのが難しいということございまして、このような不確かな情報を提供することによって、むしろ混乱を招くのではないかと思っているところもあります。

○井口専門委員 では聞きますけれども、私どもの入っているのも、全部不確かだというのですか。皆様方にチェックしていただけないのに、私は例えば厚生年金に入ってしまった。ある方は国民年金に入ってしまった。全部不確かだとおっしゃるのですか。

そうではないですよ。ひとつひとつ判断して保険に入っているのであって、その判断が間違っていたら、指摘していただければいいけれど、そちらとしては、一切振り分けできないなど言っていたら、無保険の人を増やすだけではないですか。当分、どの保険にはいったらわからないから、加入しないでくださいというのに等しい。どれかに入ってくださいと言わなければいけないのに。

もしなかなか確認もできない場合、自動的に市町村が職権で国民健康保険に入れていいというならその方がすっきりしています。しかし、それは国保に流れ込む結果を招くので私は好ましくないと思って申し上げているのです。それとも元に戻して、以前いろんな市町村でやっていたように、どこにも加入できない者は、国民健康保険に入ってください。そういう通知を出していただければ一番すっきりしてしまうのです。

○渡辺室長補佐 決してそういうことではなくて、基本的に仮の届け出というのは、事業主に義務

を課しているわけです。仮に未加入の外国人がいるとするならば、加入の要件を満たしていないのではないかと思うところもあるんですけども。

○井口専門委員 請負とか派遣とか、最近では、雇い止め問題もあるため、クーリングの期間をあけるとか、いろんなことをやっています。その結果、はっきりいって、ますますわかりにくくなっているんです。わかりにくくなっているのを承知の上で、とにかくどれかに入れるということを考えなければいけないわけです。ですから、はっきり言って、すぐにはわからないのです。少なくとも申告されてきた条件に基づいて、判断できるのではないかと申し上げているのです。皆さん方が調べたことではなくて、事業主に必要な条件を書いてくださいと記入して、はんこを押したのについて、それで判断がどうしてもできないんですか。週当たりの本人の労働時間が一般従業員の4分の3以上という要件も、1年続けて働くと見込まれるかどうか、フォーマットにしていればいいのです。私どもがお願いしているのはその程度のことです。

もしそれで虚偽のことがあれば、あるいは、健康保険法に基づいて、それが繰り返行われていた場合は罰則を発動していただければいい。私は、この罰則が発動された例を聞いたことがないのです。規制改革要望にも出ているはずで、既存の罰則で対応できるというお答えは、社会保険庁からいただいています。しかし、実際には、どうやって発動するお考えなのですか。どうやったら、この罰則が発動できるのですか。適用した例は全くないのですか。○渡辺室長補佐 今までそういう条文を発動したことはございません。

○井口専門委員 労働基準監督官もそうだけれども、何度か是正勧告を求めて、それでも是正されなかったら、その後で司法処分するという基準をつくっているのです。皆さんはその手順をつくっていないから、いつまで経っても、その罰則を発動できないではないですか。基準をおつくりになったらどうですか。

そういうことも含めてここでお願いしているのです。そうすることによって、むしろ皆さんの成績が上がり、国民から評価されることになると思います。そのところ、もう一回持ち帰って検討していただけないのか。どうしても結論は嫌とか、1年延ばせという御指摘については、私どもは、承服できません。○有富委員 何年結論とかならまだ話もできるけれども、検討で終わってしまっている。官僚言葉で検討というのはやらないということじゃないですか。

○渡辺室長補佐 決してそういうことではございません。

○井口専門委員 でもそういうふうにしかならねえね。検討しても、いつやるのかわからなくなってくるのです。ですから、結論の表現は取れない。

○有富委員 どうぞ

○沖課長 法務省は、アとイは関連しているということで検討したんです。それはなぜかというのと、個人情報を集めるのは法に基づかなければならない。その個人情報を使うのは、法律の範囲内でないとだめだということです。そうすると、ガイドラインに追記するということは、規制強化につながるような形で、許可要件とはならないような形なんだけれども、積極要素、消極要素として入れようかということで、それは入管法の在留審査の裁量の範囲内ぎりぎりのところで書こうとしているんです。それで情報を集めようと。

しかし、これをどういうふうにするかといったときに、受け手がなければ、それはちょっとできないので、イが延長されるのであれば、アも延長していただきたいと思います。

さっきイのところの修文については言いませんでしたけれども、簡単に言えば、「言い過ぎ」、「書き過ぎ」、規制強化につながるものについては直させていただいたんですが、今の話であれば、アの方もペンディングにさせていただかないと、それは個人情報保護との関係から難しいのかなという気がいたします。

○井口専門委員 今のお話は、具体的にどこが引っかかるとおっしゃるのですか。

○沖課長 イが延長されるのであれば、アも延長する。

○井口専門委員 そういう考え方もあるかもしれませんが、しかし、入管当局には、この問題の重要性を理解していただいていると思っていたのに、そのようにおっしゃるといことは、やはり御理解いただいていないということになりますね。

要するに、これを検討だけで済ますということは、ガイドラインに載せるのをもうやめますということですか。

○沖課長 しかし、受け手がないのにどうするんですか。

○井口専門委員 入管は外国人の方々の在留に責任があるはずですから、やれることはやっていたかなければいけないんです。その後、国内官庁が、やるべきことをやらなかったとしても、それは入管の責任にはならないです。入管としてやるべきことをやっていただきたいのです。そういう意味では、そこは先行してやっていたかなければ困ります

○根岸補佐官 入管は先行してやろうと思っていたんです。入管の意見を見ていただくとわかると思いますけれども、入管の修文どおりになったとしても、若干タイムラグはあいて、とりあえず意思表示的に入管は社会保険のところを大事に思っているというのをガイドラインに載せて、当面、実際はそこを見て、在留の許否が変わったりするのは余りないかもしれない。情報がうまく取れてないので、確認手段が確立していないから、個別によく調べたらわかったという、ごくまれなケースでしか、不利益処分には結びつかないかもしれませんが、社会保険の加入状況も入管は見ると宣言する意味はあると思います。

とはいえ宣言しておいて、確認手段がないというのはどうか。できれば、うちのイメージしていたのは、その後にだんだん仕組みができることによって、実際に何かの手段で確認して、それは簡便ではないのはいけないというのがありますけれども、これを見せてもらえれば確認できますというのがもしできれば、それで確認できない、つまりは入ってないと思われる人について社会保険庁に通報するのか、本人に言って社会保険庁に相談した上で手続を取って、いつまでに来てくださいます。来なかったら不許可にするかもしれない、不許可にするのが目的ではなくて、入らせるのが目的でしょうから、余談ですけれども、既に3月に載せたガイドラインの中で、外国人登録に関するものを載せています。そこでは、住所の把握とかが新しい在留管理制度を見据えて重要だということで、そこをきっちり、今まで以上に見ましょと、今までも見ていたんですけれども、はっきりそこを明確に言いましょとということで、ガイドラインだけを見ると、ちゃんとやってない人はだめですよと書いてあるわけですが、実際それは不許可にしているわけではなくて、ちゃんと

市町村へ行って住所を変えてきてくださいと、変えてきてから我々は審査する。それで実際に変えてきていただいています。でもそれによって記録はどんどん正しくなっているんです。

それは、別に不許可が目的ではないですから、みんな正しく制度を履行していただいて、許可を与えるというのが、みんなハッピーでいいわけなので、そんな方向にできればと思っていたんです。

そこは、2段階目が余りにも先になったときに、宣言したままというのがずっと長いのがどうなのかという問題提起です。決して入管が、それはもう不要だと思っていると言っているわけではない。不要だと思ったら、最初からこんな意見は出しません。

○有富委員 だから、厚労省にはさっきから結論を出してほしいと言っているんです。

○井口専門委員 現行のガイドラインのもとですら、入管当局がチェックをしていながら、例えば、国税だけではなく、地方税を払いましたといっているながら、その後、税金を滞納している外国人が現実にはいるそうです。そこまで、全部フォローしてくれということまで申ししておりません。とにかく通知が来たときに、保険に加入させることだけやっていただきたいのです。加入手続を、本人ないし事業主に取ってもらう上で、グッドタイミングだと思います。ここで加入してもらおうと言っているんです。つまり、その後、ずっとウォッチしてくれというところまでは、とてもお願いできないのですそんな膨大な御負担にはならないはずだと思います。

とにかく、保険加入の判定のできるシートづくりについて、先延ばしせずに動いてくだされば、入管は、これをガイドラインに書くことが考えられます。○有富委員 次手を考えざるを得ませんね。例えば公開ヒアリングとか、余りにもみっともない。これ以上議論しても、ここでOKと言える状況にはないと思うし、しかし、このままでこちらはOKということにもならないので、ペンディングで事務局で1回話し合いをしてみてくださいか。何か意見ありますか。

○事務局 今いただいている修文で取れる部分は取った上で返さないと、時間も無駄になってしまうので、それはやった上で、今は多分結論が書けるかどうかというところと、あと年度をどうするかというところだと思うのです。そこについて、再度検討いただくということで、いずれにしろ、案文を改めて整理してお出ししますけれども、特に今、法務省さんの御意見として、時期はともかく、結論がないとアがもたないという問題があります。

○有富委員 P D C Aで結論がないプランなんてないと思うのです。物事は覚悟で、具体的な問題があったら、それはその時点で話し合えばいい。

○井口専門委員 前回のフローチャートを実際のフォーマットに落とし込んでいただくということはいかがですか。帰られたら、年金記録問題の仕事しかしておられない、などとは思えない。

○有富委員 忙しいのはわかるけれども、これは頭を使う話であって、年金記録問題は体を使う話だから。それでは、そういうところでいいですか。

○事務局 はい。また、週明けに改めて整理して御提示いたしますので、よろしく申し上げます。

○有富委員 それでは、お時間も迫ってまいりましたので、本日の「海外人材TF」を終了したいと思います。なお、本日、詰めました年末答申案分につきましては、清書した上で、事務局で改めてご連絡いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、お時間となりましたので、本日の議事を終了したいと思います。ありがとうございます。

した。